

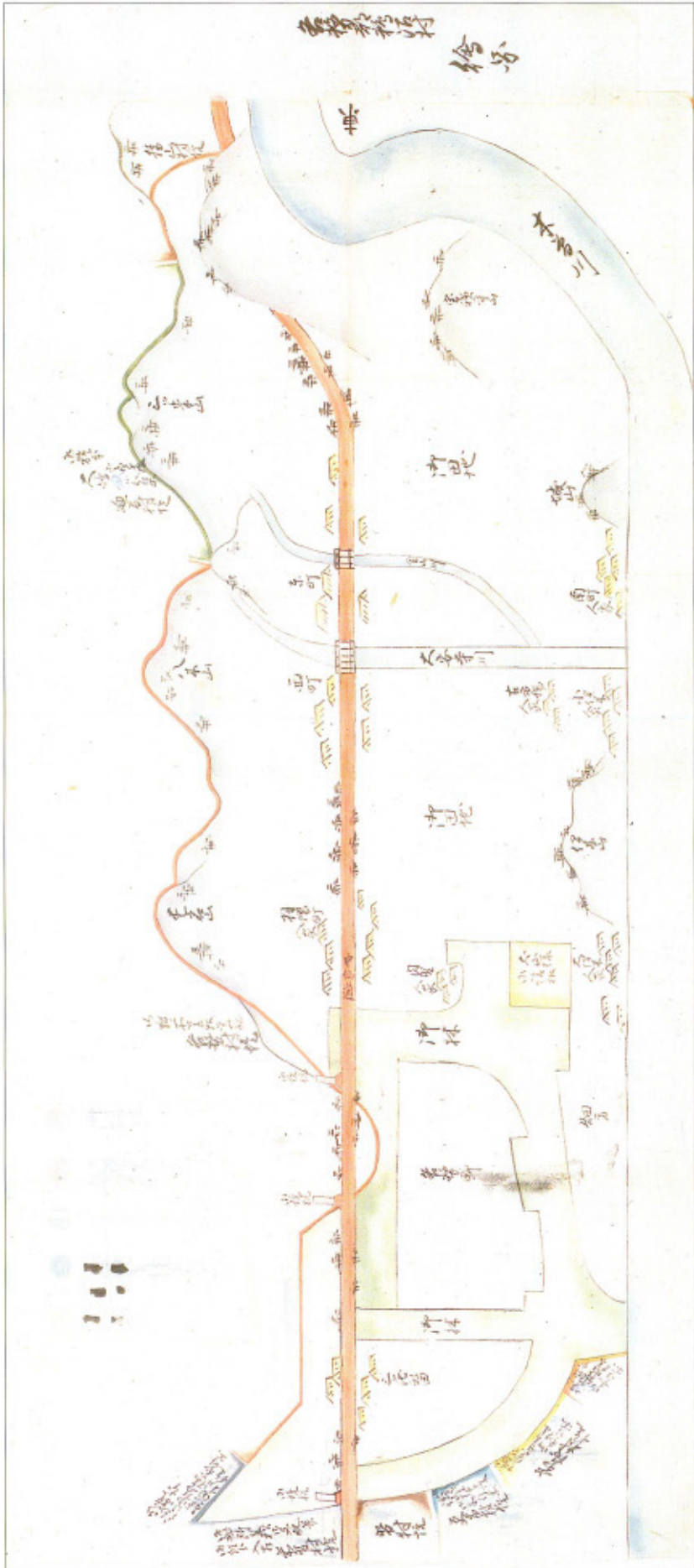


平成二十四年三月

各務原市資料調査報告書第三十五号

旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 Ⅱ

各務原市歴史民俗資料館





はじめに

昨年度にひきつづき、各務原市資料調査報告書第三十五号として、『旧中山道鶴沼宿本陣桜井家文書 II』を刊行することができました。

本書には、桜井家に残されていた史料の中から、主として桜井家第十代の桜井岡右衛門時代の史料を収録しました。また、収録した史料のほとんどは、尾張藩の太田代官所宛に差し出された文書で、江戸時代後期の矢野藤九郎・水野篤助という二人の代官時代の史料です。その内容は、家業の相続問題や火災・盗難事件・殺人事件などのほか、当時の鶴沼村を取り巻く社会や世相を物語るものです。これらの史料は、村の中で起こった事件や事故の顛末などを詳細に記述して、太田代官所に差し出した文書の控として、庄屋である桜井家に保管されていたものです。周知のように、桜井家は江戸時代を通して鶴沼村庄屋、鶴沼宿本陣・問屋を勤めておりましたが、尾張藩の「留木裁許人」という任にも就いていました。桜井岡右衛門は、留木裁許人総代を勤めていました。本書には、留木裁許人の出勤状況や、木曾川の洪水により発生した流木の処理に関する史料も掲載してあります。

この各務原市資料調査報告書第三十五号『旧中山道鶴沼宿本陣桜井家文書 II』では、今まで目にする機会の少なかった江戸時代の人々の活動が、具体的に文字となって表されています。本書を読んでいただければ、江戸時代後半の鶴沼村の人々の営み、喜びや悲しみなどが、つぶさに伝わってくると思います。

前号と同様、史料解説文のほか、市民の皆様が親しんでいただけるように史料の読下し文を載せました。本書に収録した史料の特徴などは、史料解説として載せてあります。より深く、史料の読解ができることと思います。

今回も「桜井家文書」の報告書を刊行することに、史料の所有者である桜井美保子氏からご快諾をいただきました。また、「桜井家文書」の解説・読下しと解説には、岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生に多大なご尽力をいただきました。最後になりましたが、お二人に感謝いたします。多くの市民の皆様がこの報告書を手にとり、江戸時代の鶴沼村の人々の暮らしをわかっていただければ幸いです。

平成二十四年三月

各務原市歴史民俗資料館

目次

口 絵	1
はじめに	1
例 言	3
史料解説	5
史料解説文	11
史料読下し文	83
掲載史料一覧表	113
編集後記	116
口 絵 一 各務郡鷓沼村絵図(年月未詳)	
口 絵 二 惣高御下向免願之節下書絵図(明治三年八月)	

例 言

- 一 本書は、各務原市資料調査報告書第三十五号として、旧中山道鶴沼宿で本陣を勤めた桜井家に伝来する古文書の、解読文及び読下し文を収録したものである。
- 一 本報告書に収録した史料をもとに、史料解説を載せた。
- 一 史料の名称は「旧中山道鶴沼宿本陣桜井家文書」であるが、本文中では「桜井家文書」と略して記した。
- 一 解読文の書式は、縦三〇字・横二六行の二段組とした。
- 一 史料の解読にあたっては左記の条件にしたがい、翻字した。
 - 用字は常用漢字音訓表記にしたがう。
 - 異体・略体文字は常用漢字に改め、変体仮名は平仮名に統一する。
 - 花押は（花押）、略印は（略印）、印判は□・◎とし、割印は（印・印）で示す。
 - 冊物の表紙は、表題を「」で囲み、右肩傍注に（表紙）を入れる。
 - 解読者が加えた傍注は、すべて（ ）で囲み、史料の文字が誤っている場合は正字を、また疑わしい場合は（マ）・（カ）を記入する。
 - 本文には適宜句読点及び並列点をつけ、読みやすくする。
 - 史料の破損・虫喰い等で判読できない箇所は、□で字数をうめ、字数が不明の場合は「」、上欠・下欠は「」をもって示す。
 - 史料原文が前欠の場合は（前欠）、後欠の場合は（後欠）を記す。
 - 奥書・端書・端裏書または朱書・後筆などは、「」を施し、その右肩傍注に（奥書）・（端書）などを入れる。
 - 下ヶ札・付箋・貼紙などは、「」で位置を示し、「」でその文字を囲み、右肩傍注に（下ヶ札）・（付箋）などを入れる。
- 一 史料名は、その表題によった。表題のない史料については、解読者の判断により史料名を付けた。また、内容を表すため（ ）の中に「何々につき」と付記した。

- 一 史料名の下に（ ）で、史料番号を付けた。史料番号は一点につき一つであるが、包紙や紐で一括されていたものは、枝番を付けた。
- 一 史料原文中に闕字或は闕字による改行のある場合でも、空白を設けずに、解読文及び読下し文を作成した。
- 一 同様の内容の史料が複数ある場合には、その中から読下しする史料を選んで、読下しを行なった。
- 一 読下し文の書式も、解読文と同様の二段組とした。
- 一 読下し文は、漢字ひらがな交じり文とし、適宜助詞を補い、句読点・並列点を付けた。
- 一 読下し文では、漢字をひらがなに換えた文字もある。
- 一 読下し文は、現代かな使いとし、漢字の異体字は標準字体に改めた。
- 一 読みにくい漢字には、読みがなを付けた。読みがなは、解読文のみの史料では解読文に、読下し文のある史料には、読下し文につけた。
- 一 史料は史料番号順に掲載を原則としたが、順番を入れ替えて、同様の内容の史料を連続して掲載したところもある。
- 一 巻末には、掲載史料の一覧を載せた。
- 一 史料の中に「差別用語」が登場する場合は、歴史的用語としてそのまま用いたものもある。
- 一 本書に掲載した史料の写真は、口絵写真も含め、全て「桜井家文書」の写真である。
- 一 史料の解読・読下し及び解説は、岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生にお願いしたものである。

史料解説

村の暮らしと事件

本編には、相続、村内事件、借金、儉約令、貢租関係など村の生活に関するもの、人馬手当や宿内での召し捕り事件、新道開設反対など宿場に関するもののほか、川の留木に関する文書など七九点を収録している。これらの史料は、大半が太田代官矢野藤九郎、水野篤助時代のものである。

尾張藩では、天明元年（一七八一）の藩政改革により、国奉行の下で知行地を支配する郡奉行、蔵入地を支配する代官、という体制から郡奉行を廃止し、知行地・蔵入地を代官が一元的に支配する体制へと改めた。そして、国奉行所ではなく任地で執務する「所付代官」制がとられるようになった。領内十二ヶ所に代官が配置されたが、太田陣屋は天明二年に設置され、鶴沼村はその支配下におかれた。一部不明なところもあるが、慶応四年（一八六八）に北地総監所となるまでの代官を表1にまとめた。

ここでは、宿場と村の運営に関わる桜井家の相続、村内で起こった事件について取り上げることにする。

一、桜井家の相続

桜井家は慶安四年（一六五一）から本陣・問屋・庄屋（西町組）の三役を兼帯していたと考えられており、天保三年（一八三二）の岡右衛門から息子長兵衛への跡目相続の願書（史二六一〇九）によると、文化六年（一八〇九）に岡右衛門が父長兵衛の跡をうけ、三役、苗字帯刀を許され、その後、御目見、宗門自分一札を一代限り免許されており、息子長兵衛にも同様に免許してほしいと願っている。この三役兼任は、長兵衛の代までは順調に相続していった

表1 太田代官一覧

任	期	西 暦	代 官 名
天明 3	～ 天明 8	1783 ～ 1788	井田忠右衛門
天明 8.10. 9	～ 寛政 4. 1. 8	1788 ～ 1792	月々瀬善次郎
寛政 4	～ 享和 2	1792 ～ 1802	長坂藤助
享和 3	～ 文化 2	1803 ～ 1805	織田孫七
文化 3	～ 文化 4	1806 ～ 1807	小山七郎兵衛
文化 5. 7.17	～ 文化 7. 3. 3	1808 ～ 1810	平野弥三右衛門
文化 7	～ 文化 8	1810 ～ 1811	毛受仙左衛門
文化 9. 7.13	～ 文政 1.10.19	1812 ～ 1818	山田東一郎
文政 1.10.27	～ 文政 6.11.25	1818 ～ 1823	馬場九八郎
文政 6.11.26	～ 文政11. 6.29	1823 ～ 1828	矢野藤九郎
文政11. 6.晦	～ 天保 8.10. 9	1828 ～ 1837	水野篤助
天保 8.10.10	～ 天保12.12.26	1837 ～ 1841	渡辺源六郎
天保12.12.27	～ 天保14. 3. 6	1841 ～ 1843	吉田助次郎
天保14. 3. 7	～ 嘉永 5. 6.25	1843 ～ 1852	東條七四郎
嘉永 5. 6.26	～ 嘉永 6.10.23	1852 ～ 1853	本間初三郎
嘉永 6.12.22	～ 安政 5.12.28	1853 ～ 1858	須賀井重五郎
安政 5.12.29	～ 安政 6.12.17	1858 ～ 1859	吉田次郎吉
安政 6.12.18	～ 文久 2. 8.26	1859 ～ 1862	弓場勘三郎
	*		
慶応 4. 1.29	～ 慶応 4. 8. 6	1868 ～ 1868	本田三四郎

『鶴沼の歴史』、『藩士名寄』第6・8・9・13・16・19・25・27・37・38・41・45冊（旧蓬左文庫所蔵史料140-4、徳川林政史研究所所蔵）より作成、*は不明

が、弘化三年（一八四六）吉兵衛の代になると、他組の庄屋から反対する声があがった。同年五月に、東條七四郎代官に宛て出された願書（『各務原市史料編近世Ⅱ』四六〇頁）によれば、御用通行の節には本陣・問屋場の仕事が行き届かない。息子を別家させて庄屋役を下用（財政）の締め方が行き届かない。息子を別家させて庄屋役を譲るように吉兵衛に迫っても承知しない。実質庄屋役は名目ばかり

であるので、別人を庄屋役にしてほしい、このままでは各組頭は吉兵衛に従わないことなどを南町・東町・羽場組の庄屋が訴え出ている。

これに対して吉兵衛は、御用通行の際に庄屋が下用締りに出勤することはなく、各組から担当の役人一人が立ち会って取り扱うことになっており、支障はないこと、息子を別家させる件は経済的理由から難しいが、息子と二人で仕事を分掌しているので、内実は別家させたのと同様であること、庄屋役兼帯を反対しているのは、三組の一致した意見ではないことなどを主張して、仲裁を陣屋へ願っている。

三組庄屋からは、再願書（前掲四六二頁）が提出され、宿下用の不締りの点については、御用通行の際の支出について、庄屋が立ち会って相談し、支出を減らすよう取りはからうべきなのに、宿役人と村役人を兼帯している吉兵衛の了簡によって決められてしまったため、村方から宿方への財政支出を抑えることができないこと、西組で吉兵衛の庄屋役を支持しているのは、本陣・問屋も勤めているため、後難を恐れ逆らわないようにしている向きもあること、などのほか、吉兵衛が日蓮宗に帰依したことによる問題、講金の不払い、陣屋拝借金返金分の着服、吉兵衛と口論した者への仕返しに宿差配で不利益を蒙るようにしたこと、支払いが滞っているため取引を停止した者への意趣返しとして、宿屋でもないのに宿泊御用を割り当てた、など吉兵衛の不正な行いを書き上げた各組頭の連印状を添えて訴えている。

この結果、吉兵衛は嘉永二年（一八四九）限りで庄屋役を退役し、息子に庄屋役を譲るといったこととなった。今回の一件は、吉兵衛の目に余る行動がその原因の一つではあるが、宿御用への村の負担を

減らそうとする「村」と「宿」との問題でもあった。

二、村の事件

〈盗難〉宿場・村においても盗難事件は発生しているが、盗品には現金のほか、衣類・道具類・布団など大きなものまで持ち去られている。文政九年（一八二八）に村方で申し合わせた「儉約慎方覚」（史二六―一九九）をみると大小百姓男女に限らず、平日の衣装は木綿のものを着用し、紙入・煙草道具・筭は金・銀・鉄具を使用せず、髪飾りなど高価な品は使用しないこと。村役人・頭百姓とその家族は慶事など

特別な日に絹紬を着用してもよいが、それ以外の者は木綿糸入の者に限り、腰帶等は絹に限る、としているが、義兵衛方から盗まれた品には、子供用の緞子の帯や表地は絹、裏地には縮緬をつかった綿入が含まれている。知足院は仏事にしかかけている間

表2 盗品一覧

文政9 (1826)	竹銭筒：銭8～9文入、掛硯箱	清六方
	銭箱：銭45～46文入、掛硯箱	金兵衛方 (26-192)
天保2 (1831)	上布、古い木綿花色染袷、木綿袋、白足袋、更紗風呂敷、小嶋木綿単物、緞衣、木綿白衣、木綿浅黄単物、赤銅風呂釜、鍬、鋸、銭	大安寺末寺知足院 (26-122)
天保5 (1834)	染織物女帯、紺地織柄女帯、緋緞子女向子供帯、女向紺河和嶋綿入（裏紫縮緬：2）、女向紺緋帷子、萌葱色真田、白木綿、女向紺染木綿単物、木綿白地小紋襦袢	儀兵衛方 (26-61)

史26-192・122・61より作成

に被害にあったが、衣類のほか、鍬、鋸、風呂釜まで盗まれており、複数の盗人が押し入ったものであろうか。

〈召し捕り〉村人が詐欺を働き捕縛された事件もある。天保六年（二八三五）、いしという二十になる娘が家を出たまま帰ってこなかったので、方々に行方を尋ねたがわからなかった。ところが、いしは役人に召し捕られており、商品の詐欺事件を起こしていたということが明らかになった（史二六一四三〜四四）。事件は、いしが岐阜本町の菱屋へ出向き、同町飛脚屋出雲屋の使いと名乗り、川和嶋三反、緋縮緬二丈五尺、紫縮緬二丈五尺を借り出し、そのまま持ち逃げしたというものであり、八日後には岐阜から出張してきた役人によって村境で捕らえられていたのである。

〈水死〉天保二年、小七という高持百姓が親類の葬式に出かけて帰らないという事件が起きている（史二六一二二五）。親類の家で尋ねると、犬山の親戚と一緒に帰ったということで、そちらで小七の行方を尋ねると、暮れかかって危ないからと止めたが、苗の植え付け時期で一刻も早く帰りたい、と継鹿尾山の下から近道を帰ったとのこと。早速、組の者と親類でその道筋を搜索したところ、木曾川通字破宝巻辺りの岩の上に草履がバラバラになって発見された。さらに川筋を搜索したが発見されず、翌日、内田村の庄屋から現場付近で見つけられた木綿紺染めの風呂敷包みが届けられた旨の知らせがあり、親類が小七のものに間違いないと確認した。一応、身辺の人間関係を調べたが問題もなく、近道した所は非常に細い道路なので、足をすべらせ木曾川に墜死したものと推定された。

陣屋へは小七の人相書・当日の服装や所持品、発見された風呂敷包みの内容（史二六一二二六〜二二八）についても報告している。人相書といっても、似顔絵が描かれているわけではなく、年齢・容

貌、背格好、髪の様子、特徴となる情報について箇条書きされたもので、面長で色黒、疱瘡の跡がある。歯並びが綺麗で、眉毛・髪月代が濃い、とある。犯罪者の手配用に配布されることもあるが、これだけの情報で顔を思い浮かべることが難しい。

〈失踪〉村から出たまま音信不通となる者がある。これは、年貢の未進や不始末により逃亡したり、旅に出たまま戻らない、などの場合がある。文政十一年（一八二八）の音信不通者についての代官への報告（史二六一一六四）によれば、三十六歳、二十六歳の無高百姓二人、六十五歳の高持百姓一人が前年に信州善光寺、四国巡拝、讃州金比羅山の参詣に出かけ帰村していない旨が報告されている。天保六年には、宗九郎後家伴卯作、卯藏女房幸、同人女子一人の行方が知れなくなったため探索を命じられていたが、二十日間探しても見つかることができなかった。示し合わせての駆け落ちであろうか。

江戸時代には自由に旅をすることはできなかったが、参詣を名目にすれば旅に出かけることができた。旅から無事に帰ってくる者もあれば、旅先で命を落とす者もあった。旅に出かける際必ず所持しなければならぬ通行手形には、死亡した場合生国に知らせる必要はない旨の文言が入れられているものもあり、音信不通となることも多かった。音信不通者については、宗門帳から除外していく措置をとることになる（史二六一九三・一三五）。

〈芸能〉村における娯楽は、村の祭礼にもなっている神楽・勧進相撲や操り芝居、芝居（歌舞伎）などの神事・芸能であった。芝居には旅廻りの役者を呼んで興行する買芝居（請芝居）と農民が自ら役者となって演じる地芝居があるが、十八世紀中後期になると地芝居が各地で盛んに行われるようになり、神社に併設して専用の

舞台（農村舞台）も作られるようになってくる。

岐阜県は地芝居が盛んに行われた地域で、現存する舞台の数が多くいことでも知られている。東濃から中濃にかけての地域に多く残存し、近くは羽場町の津島神社内にある皆楽座（明治三十一年再建）、各務おがせ町の村国神社に併設された村国座に、その面影をみるこ
とができる。

寛政十一年（一七九九）六月に幕府から出された触書をみると、農民たちが神事祭礼の節、神へ奉納するという名目で芝居・見世物を行っているが、衣装・道具などを拵えて金銀を浪費していることは非常に不埒な行いであり、芝居興行などを目当てに風紀を乱す輩が村に入り込み、村人によく影響を与えることになる。その

在々におゐて神事祭礼之節、或ハ作物虫送り風祭など、名附、芝居見世物同様之事を催し、衣装道具等をも拵、見人をあつめ、金銀を費し候儀有之由相聞、不埒之事ニ候、右様之儀企渡世ニいたすものハ勿論、其外ニもあしき旅商人、或ハ河原者など決て村々え立入せ申間敷候、遊興情弱よからぬ事を見習、自然と耕作ニも怠り候よりして、荒地おほく、困窮ニ至、終ニ其果ハ離散之基ニも成候事ニ候間、右之次第を能弁候様可心掛候、依て自今以後遊芸歌舞伎浄瑠璃踊之類、惣て芝居同様之人集め堅く制禁たるべく候、今度右之通相触候上ニも、若不相止ニおゐてハ、無用捨急度咎可有之候也、

右之趣、御料は御代官并其所之奉行、御預り所、私領は領主、地頭、寺社領共不洩様相触、無油断吟味せしめ、小給所之分は、最寄御代官よりも、常々心附候様可致候、

六月

右之通相触候間、可被得其意候

〔御触書天保集成〕五五三六号

結果農作業などに怠りができ、やがて一家離散の原因となるとして、今後遊芸・歌舞伎・浄瑠璃などを禁止し、人を集めて行った場合厳しく処罰を与えるという内容である。そして、御料・私領・寺社領にも触れるようにとしている。

尾張藩でも、神事に事寄せての村芝居は無益の用人が多く、神事がおろそかになるとして度々禁令を出しているが、文政九年（一八二六）の「儉約慎方覚」（前掲）には「当村之儀元來困窮所之儀ニ付是迄奢り候遊芸ハ不仕候」と村での芸能興行は行っていないとの文言が入れられている。天保五年（一八三四）の請書（史二六一五六）によれば、番人（非人身分）に芝居、狂言などをさせると届けながら、百姓もそれに混じって演じた場合処罰する。神事だからと大幅な出費を厭わない「奢^{おこま}ケ間敷^{まじ}」ことをすれば、次第によっては御用金を申しつけることがあるのでよく心得ておくように、との禁令が出されていたようである。

天保六年には「小伊木ちよんがれ一件」（史二六一四八）が起こっている。ちよんがれとは、「小さい木魚一個を叩きながら、阿呆陀羅經などに節をつけて口早に謡う一種の俗謡」（『広辞苑』）で、小伊木の「若キ者」三人が前渡村で請負ちよんがれをやっているのに出会し、自分の村でもやってみたらおもしろいと話をまとめた。事前にちよんがれ興行の届出はせず、当日村人に聞きにくるようにと声を掛け、多くの人が集まった。ところが後日、清須陣屋から請負人と庄屋、組頭に呼び出しがかかり、「若キ者」三人を連れて出頭したところ、ちよんがれ興行を行った詳しい経緯を説明するよう求められた。

「若キ者」は届出をしなかった理由を、大規模な催しではなく慰め程度のもので、謝礼も金一分二朱と酒一升であったためだと説明している。組頭からは興行について知ったのは当日で、事前には知ら

なかったこと、大變不都合な事だと思ったが、すでに始まっていたため、今後は必ず届出るように申しつけ差し止めることはしなかった。そして、後日の寄合で庄屋に事の顛末を報告したところ、村中で儉約を申し合わせているなかで大變不都合なことであるが、済んでしまったことなので、今後は急度気をつけるように、と注意を受けたとしている。庄屋からは、寄合の席で組頭から話を聞いたが、その場で差し留めなかったことは大變不都合なことであった。しかし、すでに終わってしまったため届出はしなかったこと、今後はこうした事が起きないように厳しく各組に申しつける旨を申し上げている。

この結果、「若キ者」三人と請負人の宿泊を引き受けた者の四人は「遠方留」の処罰を受けている。「若キ者」は、一般的に一定の年齢に達した男子が加入する村内集団で、「若者組」などとも呼ばれる。彼らは村の共同作業などを行い、色々な活動を通して村内の人間関係を形成し、「若者組」に参加することで一人前の大人と見なされた。村の芸能の担い手として、禁令を物ともせず、村役人の許しを受けずに芝居や俄を行い、「御叱り」「過料」といった処分を受けるといった事例は各地にみられる。

以上、宿役人・村役人として代々相続してきた桜井家の相続への村方の対応の変化、文政から天保期にかけて村方で起こった事件についてみてきた。『旧中山道鶴沼宿本陣桜井家文書 I』には、〈盗難〉二六一一七・二二二)、〈失踪〉(二六一二五：失踪ではないが、旅先で亡くなった事例)、〈相続〉(二六一二三) など関連する史料が収録されているので、参照していただきたい。

史料解讀文

○乍恐奉願上候御事（尾州葉栗郡村久野村儀右衛門、鵜沼村直右衛門跡相続し百姓致したきにつき）（二六一—二六）

乍恐奉願上候御事

鵜沼村百姓

直右衛門

右之者去ル卯年家内不残死絶、相続之者無御座候処、尾州葉栗郡村久野村儀右衛門と申者叔母之附近親之者ニ而、当巳年四拾八歳罷成、当卯年より右儀右衛門と申者家内引越、右直右衛門跡相続仕、当村御百姓為仕度由親類之者共願出申候、尤右儀右衛門儀、至て実体成者ニ御座候而、当村御百姓庄屋奉存候、勿論村方并親類之者共、一統納得之儀ニ付、願之通御聞濟被下置候て、三通物等為写替、当春より当村宗門帳へ御載セ申度哉ニも仕度候間、奉願上候、願之通御聞濟被下置候ハ、一統難有可奉存候、以上

巳

鵜沼宿

庄屋

三月

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○乍恐奉願上候御事（南宮社人後藤信濃病死、弟跡職相続につき）（二六一—五九）

乍恐奉願上候御事

当村南宮社人後藤信濃儀、当六月病死仕候ニ付、御達申上置候、然ル所、同人弟式部と申者当年式拾八歳ニ相成候処、是迄信濃方ニ同居仕、神職勤方申儀も間習罷在候ニ付、兄跡相続仕度旨申候ニ付、村中相談仕候処、同人義人質も一□帰得仕、故障之筋も無御座候間、何卒右式部え信濃跡神職被仰付候様、寺社御奉行所え被為御達被下置候様仕度、奉願上候、以上

鵜沼村

氏子惣代

甚右衛門^印

組頭

嘉右衛門^印

庄屋

桜井岡右衛門^印

午八月

水野篤助様

御陣屋

○乍恐奉願上候御事（岡右衛門本陣・問屋・庄屋役退役、悴長兵衛役相続願いにつき）（二六一—一〇九）

乍恐奉願上候御事

私儀文化六巳年、父長兵衛跡、本陣、問屋、庄屋役儀被仰付、苗字帯刀繼目御免被下置、其後御目見、宗門自分一札共一代切御免被下置、御蔭を以三役共当辰年迄式拾四ヶ年無故障相勤難有仕合奉存候、然ル所私義追々老衰仕役儀難相勤候ニ付、悴長^印兵衛儀当辰三拾七歳ニ相成、追々宿村御用向見習為相勤置候儀ニ御座候、

辰八月

右衛門御願奉申上候通相違無御座候、長兵衛儀常々実体二而

宿村御用向見習居候儀ニ御座候間、右願之通被為仰付被下置候様、

私共おるても奉願上候、已上

右村 庄屋惣代 国定市兵衛

問屋 野口定兵衛

年寄惣代 坂井銀右衛門

同断 山田孫左衛門

辰八月

水野篤助様 御陣屋

辰八月

本陣問屋庄屋 桜井岡右衛門

附而ハ恐多イ御願ニ御座候へ共、何卒私義退役被仰付、悴長兵衛

え私代之通り本陣、問屋、庄屋共被為仰付、苗字帯刀之儀、繼目

并御目見、宗門自分一札とも御免被下置候様奉願上候、尤宿村御

用向等指湊候節ハ、私儀も仕埋御用無御指支相勤可申候間、何卒

悴願之通被為仰付被下置候ハ、難有仕合可奉存候、以上

辰八月

水野篤助様

御陣屋

鶴沼宿

本陣問屋庄屋

桜井岡右衛門

右岡右衛門御願奉申上候通相違無御座候、長兵衛儀常々実体二而

右村

庄屋惣代

国定市兵衛

問屋

野口定兵衛

年寄惣代

坂井銀右衛門

同断

山田孫左衛門

○乍恐奉願上候御事（善五郎跡笠松村新三郎悴作七養子貫請相統願い）（二六一—二一〇）

乍恐奉願上候御事

此願は

□□通御入用

私娘ゆふと申者、当辰年三拾歳ニ罷成候処、私親類善五郎と申者相統人無御座候間中絶罷有候処、今般野田斧吉様御支配所笠松徳田新田新三郎悴作七と申養子ニ貫請、右善五郎跡式相統為仕度奉願上候、尤右村よりも其筋え御願申上候筈ニ御座候処、御陣屋表相濟候ハ、勝手次第可仕旨被仰渡候由御座候、勿論親類村中納得仕、何方ニも少も故障無御座候間、願之通御聞濟被下置候様奉願上候、以上

鶴沼村

文左衛門印

辰正月

水野篤助様

御陣屋

右文左衛門奉願上候通相違無御座候、已後申分無御座候様三通物為取替可申候間、何卒当人願之通御聞濟被下置候様仕度奉願上候、以上

右村

庄屋

桜井岡右衛門印

○乍恐奉願上候御事（各務村清七与兵衛弟久次郎を養子に貫請たきにつき）（二六一—一八三）

乍恐奉願上候御事

私弟久次郎と申者、当亥年三拾歳、此者松下内匠様御支配所各務郡各務村清七と申者、私母方え付縁者ニ御座候処、男子於相統可仕男子無御座候付、今般弟右久次郎貫請度由申候付、養子ニ遣度候奉願上候、尤各務村清七方よりも笠松御陣屋へ御願申上候処、太田御陣屋相濟候ハ、勝手次第ニ可仕旨被仰渡候由ニ御座候、勿論親類村中一統納得仕、何方ニも故障無御座候間、何卒願之通御聞濟被下置候様奉願上候、以上、右願之通御聞濟被下置候ハ、難有仕合可奉存候、已上

各務郡鶴沼村

与兵衛印

亥二月

矢野藤九郎様

御陣屋

右与兵衛御願奉申上候通相違無御座候、已後申分無御座候様三通物為取替置可申候間、願之通御聞濟被下置候様奉願上候、以上

右村庄屋

桜井岡右衛門印

亥十月

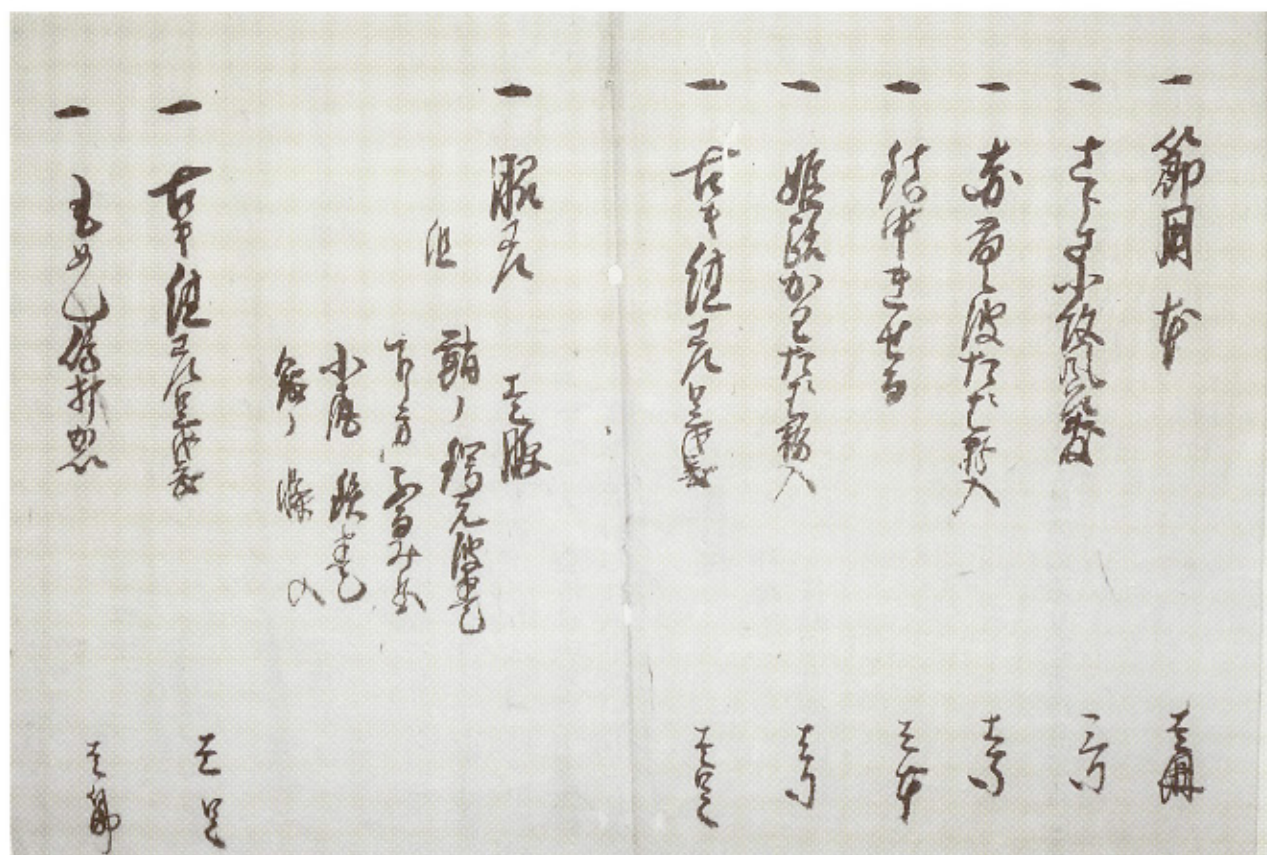
○被盜取候諸色覚（二六一—二七）

被盜取候諸色覚

一 黒縹子女向キ帯地

老筋

嶋きぬ小倉腰帶	壺筋
木綿小紋半んてん	壺枚
古キ姫路皮紙入	壺つ
医道書物本	四冊
節用本	壺冊
さらさ小紋風呂敷	三つ
赤唐波たば粉入	壺つ
鎮中 <small>(袋)</small> きせる	壺本
姫路かわたば粉入	壺つ
古キ紺差足袋	壺足
脇差	
但 鞆ノ鰐元波卷	
下ノ方 ふるみ色	
小尻 鉄卷	
銀ノ懐入	
古キ紺差足袋	壺足
もめん嶋打かけ	壺筋
古キ紺足袋	壺足
鎮中矢立	壺本
黒打剃刀	壺丁
鞘小刀	壺丁
剃刀砥	壺丁
赤油紙	壺枚



一 もめん小紋縞 壹枚

ノ 物数 式拾七品

右 奉書上候通相違無御座候、以上

鵜沼宿

問屋

辰 十二月廿三日 桜井岡右衛門^印

同断

野口定兵衛^印

年寄

坂井銀右衛門^印

同断

山田孫右衛門^印

水野篤助様

御陣屋

○乍恐御達奉申上候御事 (儀兵衛居屋敷に盜賊忍入につき) (二

六一六一)

乍 恐 御 達 奉 申 上 候 御 事

一 浅葱地^{口口口}織金糸入中染織物女帯 壹筋

一 紺地金糸入織地織柄女帯 式筋

一 ひとんす女向小供帯 壹筋

一 女向キ紺河和嶋綿入 壹ツ

但、豎嶋

裏紫縮緬

一 女向河和嶋綿入 壹ツ

但、豎横嶋

裏紫縮緬

一 女向キ紺かすり唯子

一 もゑき色さなた

一 白もめん壹反半

一 女向織地無地こん染木綿単物

一 木綿白地小紋襦袢

ノ 拾壹品

右は、当月十五日夜、当村儀兵衛と申者居屋敷ニ有之候土蔵へ盜

賊忍入、右諸色被盜取候由達罷出候間、盜賊忍入候様子相訂候処、

右土蔵ニ常体定前ハ無御座、笈戸計立置、ノリ之儀ハ落シ附置候

処、右落有之候場所之板を押明ケ忍入、盜取逃去候様子御座候、

早速所々為相守候得共、未夕盜賊行衛相知れ不申候、仍之右御達

奉申上候、以上

鵜沼村

庄屋

桜井岡右衛門^印

午

七月

水野篤助様

御陣屋

○乍恐御達奉申上候御事 (山田屋五助方の泊り客所持品盜難に遭

うにつき) (二六一八〇)

乍 恐 御 達 奉 申 上 候 御 事

裏紫縮緬

一 紺染木綿股引 壹筋

一もめん帯黒

壹ツ

一錢五六文程

一紺染もめん三布風呂敷

壹ツ

ノ四品

右ハ当月三日暮方、年頃式拾五六歳男老人、当宿木銭宿相勤候山田屋五助と申者へ向相越、宿為致呉候様打頼候付、宿五助より当宿之儀、都合忝人旅之者ハ問屋場より指図無之候而ハ得留メ不申由断申聞候処、右旅人申聞候ハ、私義ハ関大門町川嶋屋茂兵衛倅妻五郎と申者ニ而、今昼後関表出可希、夫より継鹿山開帳(御脱)へ参詣、犬山表用事有之候付相廻り、帰り候由申聞、私義御心遣無座者之由申立、いづれニも一宿為致呉候様至而打頼候ニ付、無抛留申候由申聞候、然ル所尚亦同夜五ツ時頃、年頃拾九歳程の男老人相越一宿相頼候ニ付、是又いづれ之國候哉相尋候処、私義ハ京都表大工之由申聞、全体江戸表え稼ニ参候処病身ニ相成候付、此度国許へ帰り候由申聞一宿相頼候付、是又無抛留申候由申聞候、然ル所同夜七ツ時頃、宿五助手水ニ起候処、裏口壹尺程明ケ有之候ニ付、右ハ如何心附右留置候旅人相訂候処、跡⑧より泊り候拾九歳程之男老人相見へ不申候ニ付、若□ノ内ニ紛失物等も無之哉、残居候旅人え相尋候処、私所持之も、引壹筋、木綿帯黒壹ツ、錢五六文程風呂敷ニ包置枕元ニ指置候所、座敷之内ニ無御座由申聞候、右ハ跡⑧より泊り候旅人盜取逃去申候由ニ付、右始末漸々当七日達記出候間、所々盜賊行衛為相尋候へ共、未夕相知れ不申候、尚亦右諸色被盜候旅人、当月四日早朝右盜賊東筋へ相越候儀も難計候付、私等ハ是より太田川を尋参度由、宿五助へ断申立太田川迄尋参候処、右場所ニ而ハ今朝より右体之者為越不申候由承り、夫より尚亦下麻生辺迄尋参候処、一向相知れ不申候由ニ而、尚亦四日暮六

ツ時頃立帰り、宿五助之妻始委細ニ申聞一宿致不立、五日最早右盜賊行方早速難相知れ候ゆへ、一旦関表引取、宿払之儀ハ追々跡より指送り可申由ニ断申立候間、いづれ宿銭之儀ハ勘定無御座候而ハ当宿立為致申由掛合及候処、左候ハ、関表まで人老人附遣呉候様申聞候由ニ付、五日早朝人足忝人指添、関表迄送り遣候処、右所大門町中程迄相越候処、右之者盜賊之由ニ而大勢人集而召捕掛り候処、右所より横町迄逃込、夫より山の中へ逃去、最早いつ方へ逃去参候ニも相知れ不申候次第ニ相成、当宿より附添参候者も其成ニて引取申候由、宿五助より申聞候、仍之右始末御達奉申上候、以上

午四月

鶴沼村庄屋

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

其山田屋五兵衛方⑧ニ当月三日無宿盜賊太郎吉と申者泊候処、合宿あいでと之者ニ諸色被盜候由申聞候、右始末得と相訂以手掛てかかり今日中ニ被申越候様取計とりはかり可被致候、仍之右申遣候、以上

四月八日

上有知方

手附同心

鶴沼宿

問屋

年寄中

尚々御勘定奉行鳥居五兵衛と□右衛門指合候間、右は改見有之候付、其所も申越候様被致候、以上

○乍恐御達奉申上候御事（出羽国百姓次郎吉ほか精沼宿脇本陣宿泊中盜賊に遭うにつき）（二六一九四）

〔控〕

乍恐御達奉申上候御事

上杉彈正大弼様御預ヶ所

出羽国村山郡貫津村

百姓

次郎吉

同

惣太郎

同

佐吉

同

幸吉

山到

三極院

五人

右之者共心願ニ付、当十一月下旬国許出立伊勢參宮仕、夫より大和国神社仏閣拜礼相済、讚州金比羅山え參詣致下向之処、当月廿二日、当宿脇本陣坂井伝兵衛方ニ止宿致候処、盜賊忍入別紙書付之通被盜候由申出候ニ付、早速私共相越盜賊忍入候様子吟味仕候処、右伝兵衛方表門ニ附居候高堀を打越、坪ノ内え入込、右旅人伏居座敷之内え忍入、夫より表門之戸を明ヶ逃去候様子相見へ候付、早速所々え手訳ヶ仕盜賊行衛相尋候得共、いつ方え逃去候哉、行衛相知れ不申候ニ付其段右旅人え申聞候処、右は遠国之儀ニ付一日も早く帰国仕度、若跡ニ而被盜取候諸色相知れ候ハ、国許え御指越ニハ不及、京都柳馬場清願寺下ル所扇屋正七と申者方

右之者共心願ニ付、当十一月下旬国許出立伊勢參宮仕、夫より大和国神社仏閣拜礼相済、讚州金比羅山え參詣致下向之処、当月廿二日、当宿脇本陣坂井伝兵衛方ニ止宿致候処、盜賊忍入別紙書付之通被盜候由申出候ニ付、早速私共相越盜賊忍入候様子吟味仕候処、右伝兵衛方表門ニ附居候高堀を打越、坪ノ内え入込、右旅人伏居座敷之内え忍入、夫より表門之戸を明ヶ逃去候様子相見へ候付、早速所々え手訳ヶ仕盜賊行衛相尋候得共、いつ方え逃去候哉、行衛相知れ不申候ニ付其段右旅人え申聞候処、右は遠国之儀ニ付一日も早く帰国仕度、若跡ニ而被盜取候諸色相知れ候ハ、国許え御指越ニハ不及、京都柳馬場清願寺下ル所扇屋正七と申者方

五人

乍恐御達奉申上候御事

上杉彈正大弼様御預ヶ所

出羽国村山郡貫津村

百姓

次郎吉

惣太郎

佐吉

幸吉

山到

三極院

ハ私共へ定宿之儀ニ付、右所え御出被下候得ハ宜旨申聞、一日も早く出立仕度由申聞候付、左候ハ、後日ニ至り当宿え難題ケ間敷儀不申越様書付指出方等及掛合候処、右は相宿等も無之、宿伝兵衛方え付如何之心付候儀も無御座、全外より盜賊忍入、盜取候儀ニ相違無御座候、付而ハ不時之災難にて締申分無御座候間、此上早速出立致度旨相頼候付任其意、今廿三日七ツ時比当宿出立為致申候、仍之右御達奉申上候、以上

鶴沼宿

問屋

辰十二月廿三日

桜井岡右衛門

年寄

坂井伝兵衛

同断

山田孫左衛門

水野篤助様

御陣屋

被盜取候諸色覚

- 一 黒縞子女向帯地
- 一 嶋絹小倉腰帶
- 一 木綿小紋はんでん
- 一 古キ姫路皮紙入
- 一 医道書物
- 一 節用本
- 一 更紗小紋風呂敷
- 一 赤唐皮たはこ入

- 老筋
- 老筋
- 老ッ
- 老ッ
- 四冊
- 老冊
- 三ッ
- 老ッ

- 一 真鍮きせる
- 一 姫路皮たはこ入
- 一 古紺足袋
- 一 脇差
- 一 但 鞘ノ鱔元皮卷下ノ方くるみ色
- 一 小尻 鉄卷銀ノ輪入
- 一 木綿縞打違
- 一 真鍮矢立
- 一 黒打剃刀
- 一 鞘小刀
- 一 剃刀砥
- 一 赤油紙
- 一 木綿小紋婦伴
- 一 式拾六数
- 一 右之通相違無御座候、以上

辰十二月

鶴沼宿

○乍恐御達奉申上候御事（大安寺末寺知足院へ盜賊忍入るにつき）

（二六一—二二二）

乍恐御達奉申上候御事

- 一 上布
- 一 古キ木綿花色染袷
- 一 木綿袋
- 一 白足袋
- 一 さらさ風呂敷
- 壹掛ケ
- 壹枚
- 壹ッ
- 壹足
- 壹ッ

一小嶋木綿単物

壹ツ

但茶三拾嶋

一もぢ衣

壹枚

一木綿白衣

壹枚

一木綿浅キ単物

貳枚

一赤銅風呂釜

壹口

一鍬

壹挺

一鋸

壹丁

一銭

六百文

右ハ当村禪宗大安寺末寺知足院と申寺へ、当六月晦日夜、盜賊忍入、右諸色被盜取候旨被申聞候間、盜賊忍入候様子相尋候所、六月晦日夜、当村古一場^①申所へ仏事有之被相越、同夜四ツ半時被致婦寺候処、座敷之方表側雨戸捍はずし有之候付、如何と心付内輪見廻り候所、前顯品々無之、全右場所より忍入盜取逃去申候様子ニ御座候付、所々手配いたし相尋候得共、盜賊行衛相知不申候付、右之趣寺社御奉行所へハ大安寺より御達被申上候、仍之御達申上候、已上

卯七月

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○乍恐御達奉申上候御事(二之宮神社拜殿縁下に女物袴あるにつき)(二六一一四五)

乍恐御達奉申上候御事

一中□女向キ縞袴

但糸入紋立横縞

袖ハ古キちゝふ持居申候

右は当月十日朝、当村二之宮地内境内拜殿縁下に入レ有之候処、村方子供右拜殿え大勢遊行ニ参居、見出申□罷出候間、仍之右袴相添外ニ諸色も無之哉、早速村役人指遣、尚亦右場所附ニ吟味為仕候へ共、外ニ諸色無御座候、仍之此段御達奉申上候、以上

子六月

鶴沼村

庄屋惣代

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○乍恐御達奉申上候御事(塚屋善三郎方止宿の者盜賊に遭うにつ

き)(二六一一七二)

乍恐御達奉申上候御事

一紙包袴

但し、右内ニ

銀流しかんさし六本

甲かい 式本入

本欄 廿九枚

右は当月七日夜、当村塚屋善三郎方ニ越を何村何と申者、当村近
辺え紙商イニ折節参候処、私方ニ止宿致し当村善三郎止宿いたし、
右紙包壹ツ預置、当尤右紙包ハ私方宿善三郎方裏座敷床の上ニ捨
置、当八日朝私方善三郎方出立、近村へ商ひ参候、然ル所同日八
ツ半時頃、年頃廿五六歳ニ相成候背高キ坊主老人、年頃廿三三四
頃成商人体躰成者三人、都合四人連れニて私方ニて右方ニ相休、
裏座敷ニて支度いたし候、然ル所右四人之者出立候跡ニ而右座敷
取片付ニ参候処、右紙包無御座候、是者右四人之者共盗取参候哉ニ
も奉存、仍之御達奉申上候、早速御吟味被成下□□□□奉□□候

亥十一月

○乍恐御達奉申上候御事（西町組清六・東町組金兵衛方へ盗賊忍
入るにつき）（二六一—一九二）

乍恐御達奉申上候御事

一竹 錢筒 壹本 但し錢八九文入置

一掛ヶ硯箱 壹ツ

右は一昨日晦日夜、当村西町組清六と申者方へ盗賊忍入、右諸色
被盜候由達罷出候間、盜賊忍入候様子相糺候処、右清六儀常体燈
油貨余商ひ仕候者ニ小商等仕候者ニ御座候処、右夜錢筒十ツ毎夜
錢筒ハ一ツ取揚候分相調、台所上り端之柱ニ掛ヶ置候儀ニ御座候
処、其夜限り一向錢も相認不申、其成ニて掛置申候、掛硯之儀ハ
台所ニ指置、家内之者台所より一間奥ニ伏居申候処、右夜七ツ□

頃□も表え雨戸押明ヶ忍入、右諸色盗取、裏えの掛かねはつしの
戸明ヶ逃去り候様子ニ御座候、早々村内所々為相尋候処、右錢筒・
硯箱共当村南裏田面中ニ捨有之、錢ヲ盗取、逃去り申候、仍之右
御達奉申上候、盜賊行衛所々相尋候へ共相知れ不申候、仍之御達
奉申上候、以上

戊七月十日

一錢箱壹ツ 但し錢四十五六文計入

一掛硯箱 壹ツ

右は一昨晦日夜、当村東町組金兵衛と申者方へ盗賊忍入、右諸色
被盜取候由達し罷出候間、盜賊忍入候様子相糺候処、右金兵衛儀、
常体味噌溜り、其外酒小売、小間類小売商ひ仕居候者ニ御座候処、
毎夜一ツ取揚申錢相調候□、其夜限り得ニ相調不申、錢箱へ入な
から錢箱・硯箱共掛ヶ硯箱共納戸戸棚前ニ指置御候処え入置家内
伏居申候処、盜被取候由申聞候、其夜裏表共メリハ能附置候所、
裏の雨戸を少シこし明ヶ、其所より裏戸口之懸かねを、口之戸明
ヶ忍入、大戸掛かねを尚亦はつし忍入候様子申上候、申聞候、且
ははつし右所より忍入、尚亦右所より逃去り候様子ニ御座候、早々
村内所々為相尋候処、錢箱之儀金川上筋堤出先ニ捨有之、錢ヲ盜
取申候、硯箱之儀ハ右金兵衛裏有之候藏の軒ニ捨有之候、盜賊行衛
所々為相尋候へ共、一向相しれ不申候、仍之右御達奉申上候、以上

戊七月

鶴沼村

庄屋

矢野藤九郎様

桜井岡右衛門

覺

一 辰十一月廿八日より閏十一月朔迄 出勤 次郎衛門

右は家別御吟味ニ付、鈴木助八郎様隨身仕候

一 同十一月廿四日より廿七日昼迄 出勤 横山弥左衛門

右は留木裁許ニ付、小野啓蔵様隨身仕候

一 同十一月廿八日より廿九日迄 出勤 次郎衛門

右は家別御吟味ニ付、鈴木助八郎様隨身仕候

一 同十一月廿八日より廿九日迄 出勤 次郎衛門

右は家別御吟味ニ付、鈴木助八郎様隨身仕候

一 同十一月廿四日より廿七日迄 出勤 横山弥左衛門

右は家別御吟味ニ付、鈴木助八郎様隨身仕候

御陣屋

同 山田甚之右衛門

右は両人之者方え、当六月晦日夜盜賊忍入、□□□□盜取、逃去り申候付、村内も所々為相尋候へ共、未夕盜賊行衛は相知れ不申候、仍之御達し奉申上候、以上

鶴沼村

庄屋惣代

戌七月

矢野藤九郎様

桜井岡右衛門

御陣屋

山田甚之右衛門

○覺（辰年流木御用の節休泊の木銭帳の件につき）（二六―二九）

覺

出勤

横山弥左衛門

一 辰十一月廿四日より廿七日昼迄

右は留木裁許ニ付、小野啓蔵様隨身仕候

出勤

次郎衛門

一 同十一月廿八日より閏十一月朔迄

右は家別御吟味ニ付、鈴木助八郎様隨身仕候

同

次郎衛門

一 同閏十一月四日より七日迄

右同断、鈴木助八郎様隨身仕候

一同十一月八日より九日泊り迄
同人

右は川嶋御廻村ニ付、野垣様隨身仕候

同

一同十一月廿五日より廿八日昼迄
横山弥左衛門

右は家別御吟味ニ付、鈴木助八郎様隨身仕候

同

一同十二月朔日つひなちより二日夕迄
同人

右は本願寺村御調ニ付、野々口丈八様隨身仕候

鵜沼村

横山弥左衛門

一辰十一月廿九日より閏十一月六日迄
山田甚之右衛門

右は家別御吟味之節、鈴木助八郎様隨身相勤申候

一辰十一月四日より同七日迄
桜井長兵衛

右は菊田兵治郎様へ隨身相勤申候
隨身仕候

一辰十一月廿八日より閏十一月朔日迄
桜井長兵衛

右は鈴木助八郎様隨身仕候

一閏十一月十一月八日朔日より九日二日迄
同人

右は徳田治郎様御田兵治隨身仕候

一閏十一月朔日より三日迄
桜井岡右衛門

右は鈴木助八郎様へ隨身相勤申候

大竹新右衛門悴

一辰十一月廿日
三左衛門

右は鈴木助八郎様隨身相勤申候

一辰十一月晦日より閏十一月六日迄
同人

右は御勘定方服部与一郎様、服部与兵衛様へ相勤申候

一閏十一月十八日昼より同廿九日昼迄
同人

右は鈴木助八郎様へ隨身相勤申候

一辰十二月廿九日
坂井銀右衛門

右は鈴木助八郎様へ隨身相勤申候

一辰閏十一月朔日朔日より四日迄
同人

右は鈴木助八郎様へ隨身相勤申候

一辰十二月朔日より二日迄

同人

右は菊田兵次郎様へ隨身相勤申候

一辰十一月廿九日より閏十一月六日迄

坂井伝兵衛

右は鈴木助八郎様へ隨身相勤申候

一辰^{四十一月}十二月廿九日より朔^{十一月初日} 日迄

坂井伝兵衛

右は菊田兵次郎様へ隨身相勤申候

右者、去辰年流木御用ニ付村々出勤仕候処、其節休泊木錢帳銘々指出候様被仰付、承知奉畏候処、都而裁許人共木錢帳所持不仕、其節御附添御伺金杯木錢帳え御書かへ有之候様奉承知候間、御伺箱御名前書入御達奉申上候、以上

鶴沼村

留木裁許人惣代

桜井岡右衛門

〃 林佐之右衛門

巳

二月

円城寺

御役所

〃 留木裁許人

右者、去辰年流木御用ニ付村々出勤仕候処、其節休泊木錢帳銘々指出候様被仰付、承知奉畏候処、都而裁許人共木錢帳所持不仕、其節御附添御伺金杯木錢帳え御書かへ有之候様奉承知候間、御伺箱御名前書入御達奉申上候、以上

〃 留木裁許人

〃 留木裁許人

〃 留木裁許人

〃 留木裁許人

巳

二月

円城寺

御役所

留木裁許人

〃 留木裁許人

○乍恐御達申上候(大安寺引揚木品不足あるにつき)(二六一八一)

乍恐御達申上候

当村大安寺御引揚ケ木品御預面之内別紙之通不足仕、勿論吟味仕候得とも、差当り相知れ不申、此上共吟味仕相知れ次第指上可申候間、此段御聞濟被遊被下候様仕度、仍而別紙迄通相添御達申上候、以上

鶴沼村

巳

留木裁許人

十月

庄屋兼

桜井岡右衛門

円城寺

御役所

○覚(不足品覚)(二六一八一)

覚

一堤場板

三百九拾枚

内 百四拾枚

不足

一桧箸百膳詰

参拾九把

内 式拾式把

不足

巳十月

○乍恐奉願上候御事(事情により今回の御用勤められずにつき)(二六一八七)

乍恐奉願上候御事

一今般私共三人之内壹人御用之儀有之、当十四日水野啓藏様ニ隨身仕罷出候様被為仰付奉畏候、然ル処銀右衛門儀は人馬御割増願之儀ニ付太田宿より伏見宿表え罷出候、留主之儀且伝兵衛儀ハ持病之腹痛差発候居、併平臥而已ニ而も無御座候処、此節御年貢取建時節ニ付、駆廻り之外ハ可相成丈右御用相勤居候得共、頃日中ハ時々痛軽重仕候、客氣之節遠方遠廻り等之儀は中々難仕、付而は長兵衛儀今般御用相勤候苦申合、既雨具等用意仕、十四日昼後出立之処ニ而父岡右衛門儀俄積氣取詰難見放、付而ハ代銀ニ而御用相勤候儀奉伺候間も無御座、銀右衛門儀も途中より持病之足痛ニ而罷帰り候仕合差懸り、御用御間不闕ケ候様ニと奉存、不得止事弥左衛門儀、長兵衛代役ニ指立申候、誠ニ恐多取計ニ候得共、実ニ前許之次第無余儀訳ケニ付、今般御差人ニ而御用御間ニ合不申段、何卒御勤弁御慈悲を以御容赦被成下置候様仕度奉願上候、以上

鶴沼村留木裁許人

辰

桜井長兵衛

十二月十四日

坂井銀右衛門

坂井伝兵衛

円城寺

御役所

乍恐御達奉申上候御事

一 檜丸太	長式間より 三間 迄	九拾六本
一 同本五	長式間より 三間 迄	九拾四本
一 同角	長式間より 三間 迄	七本
一 椽	長式間より 三間 迄	三本
一 檜角	長式間より 三間 迄	九尺 迄

一 檜丸太	長式間より 三間 迄	八本
一 同本五	長式間より 三間 迄	式拾四本
一 同角	長式間より 三間 迄	三本
一 椽	長式間より 三間 迄	三本
一 檜角	長式間より 三間 迄	三本
一 口木	長式間より 三間 迄	三本

○乍恐御達奉申上候御事 (去月二十四日の出水の節の流木につき)
(二六一九九)

乍恐御達奉申上候御事

一 檜丸太	長式間より 三間 迄	九拾六本
一 同本五	長式間より 三間 迄	九拾四本
一 同角	長式間より 三間 迄	七本
一 椽	長式間より 三間 迄	三本
一 檜角	長式間より 三間 迄	九尺 迄
飛州御材木	長式間より 三間 迄	八本
一 椽角	長式間より 三間 迄	式拾四本
飛州御材木	長式間より 三間 迄	三本
一 松角	長式間より 三間 迄	三本
一 椽丸太	長式間より 三間 迄	三本
一 栗	長式間より 三間 迄	三本
一 真木	長式間より 三間 迄	三本

一樽 六五 長式間より 拾三本

主間一迄

一同 主木 拾貳本

ノ式百六拾四本 内 三十八本 飛州材木

式百廿六本 御用材木

外ニ見出来之分

一樽木六丁 南町

内 壹ツ 三六

一同 貳丁 同所

一同丸太 三本 大伊木

内 貳本 矢木

壹本 式百丸太

一桧 三六 貳本 西町

一樽 六五 壹丁 同所

一矢木丸太 壹本 両所

一樽 三六 三丁 畑中

ノ拾八数

右は去月廿四日、出水之節流木前書之通、当村ニ而留木仕候付、仍之御達奉申上候、以上

鶴沼村

閏十一月

庄屋惣代

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○乍恐奉御達申上候事（木曾川出水により当村にて用材・商木留木仕るにつき）（二六―一五五）

乍恐奉御達申上候事

御用材之分

一桧 卅 切判 式間方五丸太 卅九本

一同 イ 切判 式間方五丸太 四本

一同 丑 切判 式間方五丸太 拾本

一同 土 切判 式間方五丸太 八本

一栗 白 切判 式間角 三本

○杉桧無切判 丸太 三本

一桧 八 切判 式間方五 貳本

一桧 卍 切判 式間丸太 貳本

一桧 丁 切判 方五丸太 三本

一桧 又 切判 式間丸太 壹本

一桧 キ 切判 式間丸太 壹本

一桧 匕 切判 式間丸太 貳本

一椽六五式拾三丁 杭板 捌

一椽三六披三拾五丁

ノ百廿本

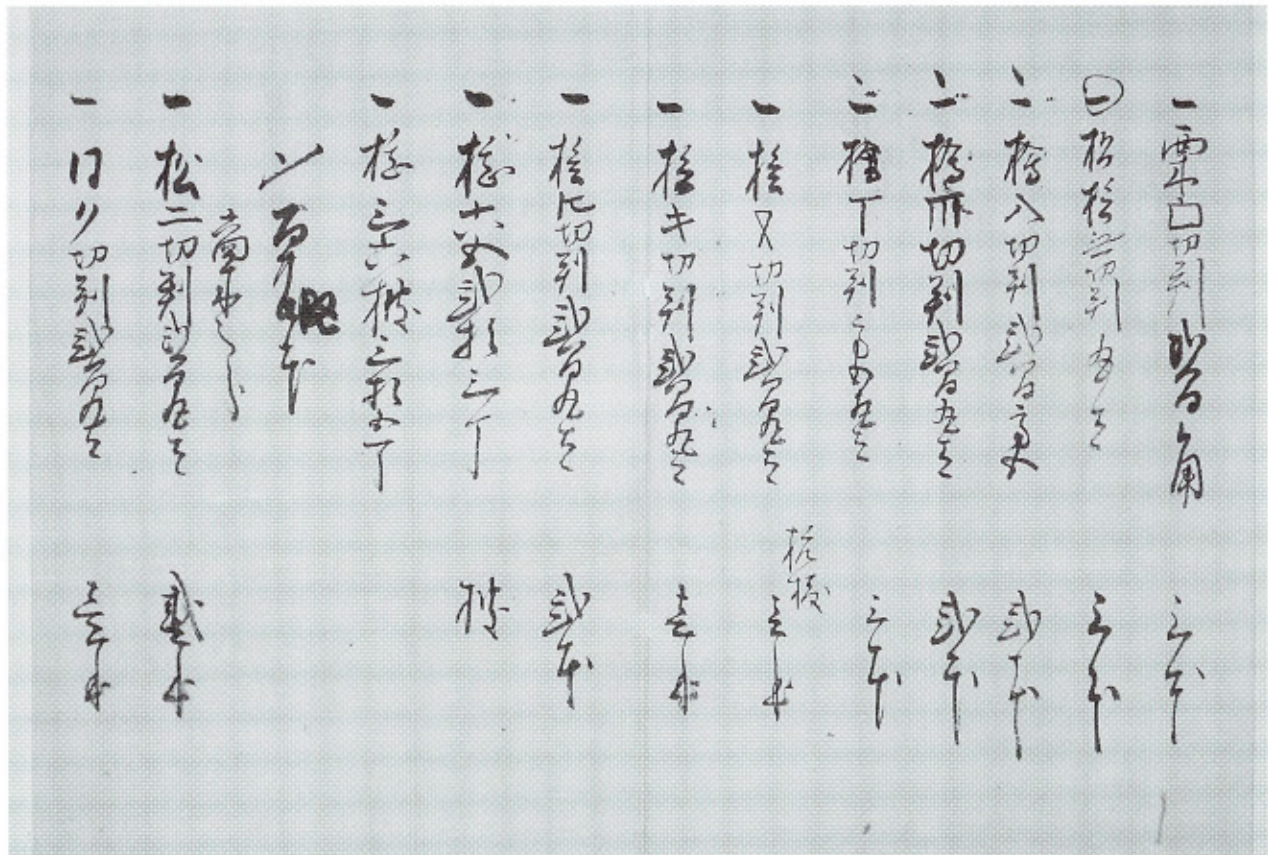
商木之分

一桧 ニ 切判 式間丸太 貳本

一同 夕 切判 式間丸太 壹本

一松 ニ 切判 式間丸太 貳本

一同 エ 切判 式間丸太 壹本



一 同 二	切判	式間角	式本
一 同 一	切判	式間丸太	式本
一 同 工	切判	式間丸太	式本
一 檜 ヲ	切判	壹丈丸太	式本
一 同 ヲ	切判	式間丸太	式本
一 樺 ヲ	切判	壹丈丸太	式本
一 栗 王	切判	三六匁	壹丁
	切判	九尺角	式本
才拾七本		一杉無切判	丸太
式十本		一桧無切判	式間丸太
			式本

右之通は当六月朔日、木曾川出水、当村にて留木仕候分書上申候
通相違無御座候、仍之御達奉申上候、以上

子七月

鶴沼村

庄屋

桜井岡右衛門

同断

山田甚之右衛門

水野篤助様

御陣屋

○文政十年亥閏六月四日 出水流木調 (二六一—一七五)

〔表紙〕

文政十年

文政十年亥閏六月四日 出水流木調

亥閏六月